

3) 医療区分の分類案

図表 「医療区分」の分類案（医師の指示と看護師の観察・処遇の頻度 × 疾患・状態・処置内容）

医療区分	医療区分1	医療区分2	医療区分3
分類案	医療区分2、3に該当しない者。	<p>医療区分3に該当しない者で医療区分3の「①高頻度」と「A医療高度」のいずれかの条件を満たす者、又は、下記の項目の「②中頻度」で且つ「B医療中度」の条件を満たす者。</p> <p>②中頻度<医師の指示と看護師の観察・処遇の頻度> 医師による直接医療提供頻度（指示見直し）が週1～3回か、医療的な状態は安定しており医師の指示はほとんど必要としない場合でも、看護師による直接看護提供頻度が定時以外に1日1回～数回又は頻回の観察・処遇が必要な状態。</p>	<p>下記の項目の「①高頻度」で且つ「A医療高度」の条件を満たす者。</p> <p>①高頻度<医師の指示と看護師の観察・処遇の頻度> 医師による直接医療提供頻度（指示見直し）が毎日以上か、看護師による直接看護提供頻度が24時間観察・処遇が必要な状態、又は、医師による直接医療提供頻度（指示見直し）が週2～3回でも、看護師による直接看護提供頻度が頻回の観察・処遇が必要な状態。</p>
		<p>B医療中度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADL 1 1以上で、多発性硬化症・筋ジストロフィー等の特定疾患治療研究事業の対象疾患（パーキンソン病関連疾患除く） ・肺炎（発熱を伴う場合は含まない） ・抗生物質耐性菌感染 ・創感染 ・余命 6ヶ月以下 ・2度以上の褥瘡又は2箇所以上の褥瘡 ・皮膚の治療を目的とした栄養や水分の補給 ・皮膚のケアを伴う手術創又は潰瘍、発疹、切り傷以外の開放創 ・足における蜂巣炎・膿などの感染症 (皮膚の損傷を伴わない足白癬は含まない) ・酸素療法 ・輸血 ・疼痛コントロール ・感染隔離室におけるケアを必要とする状態 ・気管切開口・気管内挿管のケア 	<p>A医療高度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敗血症 ・発熱を伴う肺炎 ・24時間持続点滴 ・個室における管理が必要な状態 (感染隔離室におけるケアを必要とする状態を除く) ・経静脈栄養※ ・ドレーン法・胸腹腔洗浄 ・放射線治療 ・レスピレーター

※経静脈による栄養：当該療法によりカロリー摂取が50%以上であるか、25%～50%でも平均500cc/日以上の水分が経静脈によって補給されている場合にのみ該当。